

バス事業者向け
安全・安心確保緊急支援事業
(新型コロナウイルス感染症緊急対策)
補助金募集要領

令和4年 10 月改訂

公益財団法人 東京観光財団

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、乗客・乗務員の双方にとって有効な感染症対策を講じ、観光バスにおける安全・安心を確保することを目的とする。

2 補助対象事業

「1 事業の目的」に沿うものとして、「3 補助事業者」に該当する事業者が実施する次の事業に対して補助金を交付する。

- (1) 観光バスの乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業
 - ア バス車両内において感染症の拡大を防止するための備品及び設備調達（感染防止仕切り板、サーモグラフィー）等
 - イ バス車両内への高効率空気清浄機等の設置
- (2) 現在の危機的状況を乗り越えるために実施する広告宣伝事業

3 補助事業者

次の各号をすべて満たしている者とする。

- (1) 東京都内に営業所を置いていること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者であること。ただし、事業の停止処分等を受けている者は除く。

なお、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がある者は、補助金の交付の対象としない。

4 補助対象車両

次の各号をすべて満たしている者とする。

- (1) 補助対象事業者が使用する観光周遊及び空港アクセス等の事業用自動車
- (2) 車両全長7m以上かつ乗車定員30人以上であること
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める道路運送車両の検査等及び自動車の登録を受けて、自動車検査証の交付を受けた車両であること
- (4) 排ガスPM排出基準値0.18g/KWh以下であること
- (5) 補助事業対象者が現に使用していること。ただし、発注しているバス車両を含む。（リース車両については、使用者は申請可能だが、貸与者は申請できないものとする。）

5 補助率

補助対象経費の5分の4以内（千円未満切捨て）

6 補助限度額

1 補助対象車両あたり80,000円

ただし、2（1）イを実施する車両については、1 補助対象車両あたり 300,000 円

※補助事業者が現に使用するバス車両数が車両数の上限

※本補助金の確定通知を受けた事業について、2（1）イの事業と合わせて再度申請することとはできません。

7 事業実施期間

（1） 令和4年3月 31 日までに申請したものについては、令和2年4月1日から令和 5 年 1 月 31 日まで

（2） 令和4年4月1日から令和4年 12月 31 日までに申請したものについては、令和3年4月1日から令和 5 年 1 月 31 日まで

※事業実施期間とは、実績報告書を提出するまでをさします。

8 補助対象経費

各事業の補助対象経費は次のとおり

（1） 観光バスの乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業

ア バスの車両内における、感染症の感染拡大防止のための備品及び設備の調達に必要な経費

（例）

- 運転席と運転席以外の座席を隔離する仕切り
- 客席どうしを隔離する仕切り
- サーモグラフィー
- 自動消毒液噴霧器（手をかざすと消毒液を自動で噴霧するもの）

※ 上記の例以外の製品の購入を申請する場合、感染症対策防止として専門家の見解が分かる書類（ウェブサイト写しでも可）を添付してください。

※ マイナスイオン発生器、空間除菌剤については、新型コロナウイルス感染症に対する効果を裏付ける根拠が認められていないため、対象としない。

※ 消毒液等の使い切りの製品は対象としない。

イ バス車両内への高効率空気清浄機等の設置に必要な経費

※ 対象となる設備（高効率空気清浄機等）は、超高性能フィルター（0.1～0.3 μ m の微粒子を 99.97%以上除去できる性能のもの）を搭載した製品に限る。

※ 申請の際、超高性能フィルター（0.1～0.3 μ m の微粒子を 99.97%以上除去できる性能のもの）搭載であることが記載されている書類（ウェブサイト写しでも可）を添付してください。

（2） 現在の危機的状況を乗り越えるために実施する広告宣伝事業

バス等に係る風評被害払拭のための広告宣伝などの事業実施に必要な経費

※ 企業 HP の製作等で、PR 内容が他県営業所の車両にも係る場合は、補助対象経費を都内営業所の車両数で按分する。

【共通注意点】

- ※ 国、地方公共団体等が実施する他の同様な補助金の交付を受ける場合、当該補助金額は、補助対象経費から控除する。ただし、国、地方公共団体等が実施する同様の補助金であったとしても、本補助金交付後に事業者負担分に対する補助を受けることは可とする。
- ※ 車体に取り付ける仕切り等の造作を設置する場合、その内容が車両躯体や走行上の安全等に影響を及ぼすもので、親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引が真に止むを得ない場合は、その理由を明記した書類（様式任意）を添付すること。

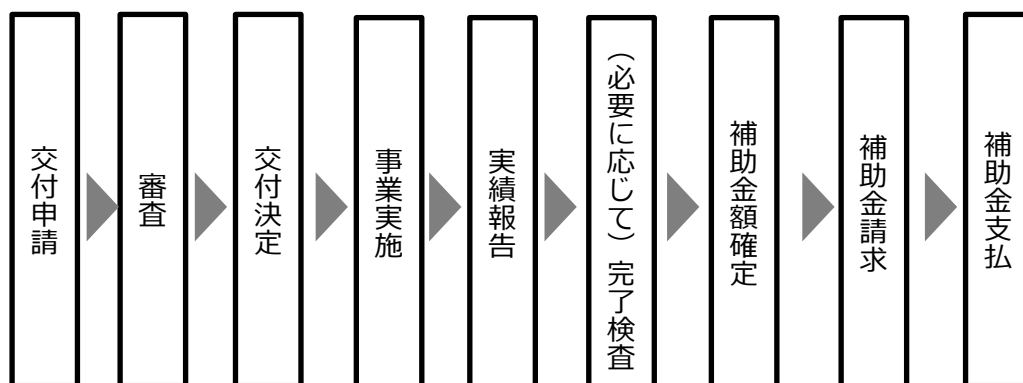
9 補助対象外経費

- 1 「8 補助対象経費」に記載のない経費
 - ・本補助金の確定通知を受けた事業に係る経費
 - ・補助事業に関係のない物品購入などの経費
 - ・間接経費（送料、振込手数料、交通費、通信費、収入印紙代、光熱費 等）
 - ・直接人件費（仕切りを設置した社員の人件費 等）
 - ・本事業に係るものとして、明確に区分できない費用
 - ・消費税及び地方消費税、その他租税公課相当額
 - ・補助金交付申請等の手続きに係る経費（申請書作成代行、各種証明書取得経費 等）
 - ・契約から支払までの一連の手続きが、補助事業実施期間内（「7 事業実施期間」参照）に行われていない経費
 - ・規定された補助事業実施期間外に実施した補助事業に要する経費
- 2 見積書、注文請書、請求書、領収書等の帳票類が不備の経費
（購入者及び品目・数量が不明なもの、帳票類がないもの）
- 3 公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費 等
（一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費を含む）

【その他注意点】

- クレジットカード及びポイントカードの使用について
物品の購入等にあたり、クレジットカード及びポイントカードは原則、使用しないこと。
やむを得ず使用した場合は、当該ポイント分を円換算し、補助対象経費から控除して根拠資料とともに実績報告してください。
※ Web 決済時等のポイントの付与や振込手数料を差し引いた場合なども同様の取扱いとします。
- 既に本補助金を利用したことがある方について
重複する事業の申請がない旨の確認書類の提出が必要になりますので、既に本補助金を利用したことがある方は、事前にご相談ください。

10 交付申請から補助金交付までの流れ



1 交付申請

(1) 申請方法（受付期間内に必要書類を提出してください。）

【受付期間】 **令和2年5月19日～令和4年12月31日※消印有効**

【必要書類】 **7頁「交付申請時必要書類一覧」（別紙1）**のとおり

【提出方法】 「簡易書留」により次の宛先まで郵送してください。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階
公益財団法人東京観光財団
観光産業振興部観光インフラ整備課
バス事業者向け緊急支援担当

※様式は、すべて以下の通り電子データでも送付してください。

【電子データ送付先】 メールの件名を、**バス事業者緊急支援補助金(●月●日消印提出・●●●社←申請者名を入れてください)**としうえで
bus-infra@tcvb.or.jp まで送付してください。

(2) 申請に係る書類は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」といいます。）のホームページからダウンロードできます。

<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-bus/>

2 審査結果及び交付決定

(1) 申請内容を審査し、交付すべきと認めたものについて交付決定し、交付決定通知書（第3号様式）により通知します。なお、交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。

(2) 交付決定とは補助対象事業者及び補助対象の取組を決定するもので、取組完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。

(3) 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告書の提出を受けた後、補助金の額を確定します。

(4) 補助金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。

3 事業実施

事業の実施は、事業実施期間内（「7 事業実施期間」参照）に限ります。事業の実施とは、実績報告書を提出するまでを指します。

(1) 契約・購入等について

補助事業の全部又は一部を専門業者に請け負わせ又は委託する場合、選定した**業者との契約締結、備品の購入等は、事業実施期間内に実施してください。**事業実施期間外に

実施した場合、補助金はお支払いできません。

(2) 経理について

① 事業に要する経費については、「交付決定を受けた補助事業者」（以下「補助金申請者」といいます。）の名称及び代表者を宛先とする領収書類を受領するなど、出所を明確にしてください。

② 事業に係る成果物の受領及び経費の支払いは、事業実施期間内に必ず完了してください。支払いが完了していない場合、補助金はお支払いできません。

(3) 支払いの確認について

実績報告において、別紙2に記載のある、請求書・領収書等を確認します。

関係書類は整理の上、保管してください。

(4) 計画変更等について

① 補助事業の内容を変更、または補助事業を中止しようとするときはあらかじめ事業（変更・中止）承認申請書（第4号様式）を提出し、公益財団法人東京観光財団理事長（以下理事長）の承認を受けてください。

② 補助金申請者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、理事長に届け出てください。

4 実績報告書の提出

(1) 補助事業が完了したときは、速やかに8頁の「実績報告時必要書類一覧（別紙2）」に記載する書類を財団へ提出してください。なお、事業実施期間内（「7 事業実施期間」参照）に提出する必要があります。提出されていない場合、補助金の支払いはできません。

(2) 実績報告に係る書類は、財団のホームページからダウンロードできます。

<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-bus/>

5 補助金額の確定

(1) 実績報告書の審査及び完了検査の結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときに補助金の交付額を確定し、確定通知書（第8号様式）により通知します。

(2) 補助金の確定額は、事業に実際に要した経費のうち、補助対象となる経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）の合計、補助対象車両の数に80千円（2（1）イを実施する車両については、300千円）を乗じた額、交付決定額を比べて、低い方の額となります。

6 補助金の請求及び支払

補助金の確定通知を受けた後、請求書（第9号様式）を提出してください。補助金は、請求書提出後に、支払われます。

11 その他留意事項

1 関係書類の保存及び検査

(1) 補助金申請者は、補助事業に係る関係書類及び帳簿類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

- (2) 財団が補助事業の運営及び経理等の状況について実地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

2 事業効果の把握及び公表

補助事業の効果について事業終了後も把握のうえ、理事長が報告を求めた場合は、これに応じる必要があります。

3 補助金の交付決定の取消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 交付決定の通知を受けた日から事業実施期間終了まで（「7 事業実施期間」参照）に事業を完了しなかったとき。
- (6) その他、理事長が補助事業として不適切と判断したとき。

4 補助金申請者情報の取り扱いについて

補助金申請者情報は、当該事業の事務連絡や運営管理等のために使用します。以下により行政機関へ提供する場合があります。

(1) 目的

- ① 行政機関への事業報告
- ② 行政機関からの各種事業案内等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申請書に記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

【交付申請時必要書類一覧】

交付申請書類

区 分		留意事項等
☐	交付申請書（第1号様式（第8条関係））	
☐	交付申請書別紙（第1号様式（第8条関係）別紙）	補助事業計画書
☐	誓約書（第2号様式（第8条関係））	

添付書類（以下項目の順番に並べて提出してください。）

区 分		留意事項等
補助金申請者に関する書類		
法人の場合		
☐	登記事項証明書（現在事項証明書）	発行3か月以内のもの
☐	貸借対照表（直近2期分）（写）	
☐	損益計算書（直近2期分）（写）	2期連続赤字の場合は併せて事業計画書を提出
☐	社歴書	
個人の場合		
☐	住民票	発行3か月以内のもの
☐	税務申告書（直近2期分）（写）	
☐	経歴書	
法人・個人共通		
☐	印鑑証明書	発行3か月以内のもの
☐	一般乗合旅客自動車運送事業許可を証明する書類（写）又は一般貸切旅客自動車運送事業許可を証明する書類の（写）	認可証又は証明願でも代用可能 ※営業区域（都内）の記載があること ※社名が登記上と一致していること
☐	現に使用している車両であることがわかる書類 ※自動車検査証（写）（「使用の本拠の位置」が東京都内であること。）	※発注中の車両については、車両発注書等（車名、納入時期等が分かるもの）の写しを提出し、車検証（写）等は、発行後、速やかに提出すること。
☐	補助対象備品見積書・仕様明細（写）	
☐	その他理事長が必要とする資料	※2頁の例以外の製品の購入を申請する場合、新型コロナウイルス感染症対策防止として専門家の見解が分かる書類 ※高効率空気清浄機等を申請する場合、超高性能フィルター（0.1～0.3 μm の微粒子を99.97%以上除去できる性能のもの）搭載であることが記載されている書類 ※本補助金の確定通知を受けたことがある場合は、事前にご相談ください。

【実績報告時必要書類一覧】

実績報告書類

区 分		留意事項等
☐	実績報告書（第7号様式（第16条関係））	
☐	実績報告書別紙（第7号様式別紙）	

添付書類

実施・支出報告関係書類

区 分		留意事項等
☐	契約書又は注文書（写）	「7. 事業実施期間」の期間内に契約が締結されたものに限る
☐	契約金額明細書又は内訳書（写）	
☐	納品書（写）	
☐	契約先からの請求書（写）	
☐	契約先発行の領収書（写）	
☐	補助事業に係る設置前と設置後の写真	申請された全車両分について、以下の①及び②の写真が必要です。 ①車両番号（ナンバープレート）が確認できるもの（車体前面を写したもの） ②仕切り等、設置物が確認できるもの（客席に設置した場合は、なるべく全席が確認できるよう、車両内部を全体的に写したもの） ※仕切り以外の備品（体温計、消毒液噴霧器等）は、申請個数分、まとめて撮影したものでも可
☐	補助事業の成果物 購入機器の製品カタログ、保証書のコピー、シリアルNo.が確認できる資料、作成したパンフレット、施工前後のHPの写し 等	
☐	空港アクセス路線であることの確認ができる書類	空港アクセスの乗合バスについて申請した場合のみ
☐	更新後の自動車検査証（写）	申請時に添付した車検証の有効期限が実績報告時点で到来している場合のみ
☐	その他理事長が必要とする資料	

※ 上記項目の順番に並べて提出してください。

【問い合わせ先】

公益財団法人東京観光財団

観光産業振興部観光インフラ整備課

TEL : 03-5579-8463 E-mail: bus-infra@tcvb.or.jp